

第 9 回議会運営委員会記録

令和 2 年 1 月 8 日

【開催日】 令和2年1月8日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後2時48分

【出席委員】

委員長	笹木 慶之	副委員長	長谷川 知司
委員	伊場 勇	委員	奥 良秀
委員	河野 朋子	委員	高松 秀樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
----	------	-----	-------

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

総務課長	田尾 忠久	総務課法制係長	竹内 広明
------	-------	---------	-------

【事務局出席者】

事務局長	沼口 宏	事務局次長	石田 隆
主査兼庶務調査係長	島津 克則	議事係長	中村 潤之介
議事係書記	原田 尚枝		

【付議事項】

- 1 地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項について
- 2 令和2年第1回（3月）定例会日程案について
- 3 議員研修会について
- 4 その他

午後1時30分 開会

笹木慶之委員長 皆さんこんにちは。本日は、令和2年の最初の議会運営委員会です。しっかりとした議会運営に努めてまいりたいと思いますので、

皆さん方の御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、第9回議会運営委員会を開催させていただきます。まず、付議事項の第1点目ではありますが、地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項についてです。資料1が添付してありますが、これは、市長から議長宛てに専決処分の依頼があったのでありますが、本件について、議長のほうから一応説明をお願ひしたいと思ひます。

小野泰議長　ただいまの、地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の追加についてということで、昨年12月18日付けで、市長から、地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項に係る追加の申入れがありました。これは本来、議会の議決事項に当たる事件のうち、軽易な事項についてあらかじめ議会の決議により指定したものを専決処分できることとするものであります。追加内容については、議会の議決を得た契約の金額を1件1,500万円以下の範囲内で変更することです。これは、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する、議会の議決に付さなければならない予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負の契約の10%以下の金額となっております。追加理由については、議会の議決を得た契約の変更をするときは、僅かな変更であっても再び議会の議決が必要となるが、令和2年度において、市役所本庁舎耐震改修工事が実施されることに伴い、軽易な契約変更が見込まれ、当該事業を遅滞なく進めていくためであります。また、今後の同種事業においても、円滑かつ迅速に事業を運営していく必要があるためとのことであります。この専決処分事項を認める議決をした場合、当該事件は市長の権限となり、市長が専決処分をしたときは、次の議会においてこれを議会に報告することとなります。なお、現在は、法律上、市の義務に属する損害賠償の額を1件100万円以下の範囲内で定めておりますし、また、市営住宅の管理上必要な事項についての訴えの提起並びに裁判上の和解及び調停に関すること、この2件を専決処分事項として指定しているところであります。御手元の資料1にありますが、1,500万円

ということになっておりますし、これは市長に委任するということですので、議会の権限を手放すということになります。ただ、当該事業を遅滞なく進めていくためということもありますので、1件1,500万円、他市の状況等もありますし、この辺の妥当性なり根拠なり、いろんなことについて慎重に御審議をいただければと思います。以上です。

笹木慶之委員長 はい、ありがとうございました。今議長のほうから、市長から、この申入れがあった事項についての説明がありました。皆さん方、当然、地方自治法の180条というのはもう御存じだと思うんですが、ちょっとポイントだけ申し上げておきますと、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、これが今1,500万円ということなんでしょうが、特に指定したものは、地方公共団体の長においてこれを専決処分することができるという、第1項がそういう方法になっておるわけですが、これを受けての本市の対応ということになるかと思えます。さて、いかがいたしましょうか。これはやはり他市の状況も非常に重要な事項であると、取扱いというか、ということも含めて、他市の状況を一応調べておきました。その中で、特に定めがないというのがほとんど、多くあるわけですね。例えば宇部市、防府市、岩国市、光氏、柳井市、美祢市は特になしとなっています。1件750万円というのが、山口市。それから、1件300万円というのが萩市、下松市、長門市。そして、下関市が1,500万円になっておりますが、これは議決を得た契約金額の10分の1の額です。ですから、1億5,000万円であれば1,500万円、これを限度としてということ。それを前提にして、本市の取扱いをどうするかということになるかと思うんですが、議長、これについては確認ですけど、議決金額、いわゆる契約金額の何分の1というのは付いてなかったと理解していいんですか。

小野泰議長 説明の中では、10分の1という言い方をされました。説明はありましたが、ただこれは限度ということです。

笹木慶之委員長　ということになれば、一応、下関市が今取っておる内容と同じと理解していい状況です。ただ、理由に付されておる事案については、確かに耐震改修事業が実施されるということについて、なかなかその辺りの対応が、滞りなくやるということに対する思いがあるんでしょうけれども、それをもって今回審議してほしいということになろうかと思います。

伊場勇委員　専決処分は、損害賠償の１００万円以下と市営住宅の件についてということなんですけども、その事項ってどこに記載してある事項なんですか。

中村議会事務局議事係長　議員の皆さんにお配りしている便覧の８９ページ、これが平成１７年の４月議会のときに議決されたものです。一番上のほうの（１６）ですね。これに今現在、本市のほうで議決を平成１７年の４月議会だったと思うんですが、このときに議決された事項が２項目ありまして、それぞれ項目が入っております。

笹木慶之委員長　したがって、今、この８９ページの（１６）に掲げてあるこの専決処分事項について、今申入れがあった事項を加えていくということになるわけですね。という要望です。

高松秀樹委員　見てみると、市長から議会宛てのお願い文書だというふうに思いますが、これは執行部を呼んで質疑できないんですか。

笹木慶之委員長　という意見ですが、私もね、実は、これ出されて今議長のほうから受け取ったんですが、やはり、事情を執行部から直接聞いたほうがいいんじゃないかと思うんですが、大丈夫ですかね。

中村議会事務局議事係長　当初から呼ぶというよりも、まず議長宛てにあった

ものですから、まず議運に出してからということで、恐らく委員からそういう御意見も出ようかと思っておりましたので、その対応は一応そうになったらできるということで確認をしております。ただ、ちょっと、執行部のほうも予定があるようで、時間が少し後の２時以降でしたら説明に来れるというふうには事前に伺っております。

笹木慶之委員長　そういうことなのですが、やはり執行部に出席を求めて、具体的に聞いたほうが審議が深まると思うんですけどね。

奥良秀委員　ちなみに、執行部はどの部署が来て説明されるんですか。

笹木慶之委員長　これは総務部の総務課です。ということで、そのようにお願いしたいと思いますが、できるだけ早く出席していただくようお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

中村議会事務局議事係長　何度も済みません。ですので、呼ぶ決定をしていたければ、すぐ下に確認に行こうと思います。ちょっと、そのまま次の項目に行かれるか、また、すぐ対応できるようであれば暫時休憩するか、ちょっと決めていただければと思います。

笹木慶之委員長　はい、一応呼んでいただくということで、手はずを整えてもらいたいと思いますが、時間がやはりもったいないので、付議事項の２番について、審議しながら待っておきたいと思います。よろしく願います。付議事項の２番、令和２年第１回３月定例会の日程案について。資料について説明してください。

中村議会事務局議事係長　では、付議事項の二つ目、令和２年第１回（３月）定例会日程案についてです。ちょっと執行部との調整に時間が掛かりまして、例年より提示が遅くなりまして申し訳ございませんでした。早速、説明に入ります。会期の前に、告示の日から順を追って説明いたし

ます。２月１２日水曜日が告示。翌１３日木曜日が３月定例会に係る議会運営委員会となります。１９日水曜日を本会議初日として予定しております。２０日木曜日は休会となります。これは申し合わせ事項にあるとおりです。この日に一般質問通告締切り、そして代表質問の通告締切りとなります。ただ、代表質問の通告締切りについては、ちょっと申し合わせ外になってしまいまして申し訳ありませんが、頭のほうは正午までということをお願いしたく思います。また、この日は、例年ですと午後１時から議会運営委員会を開催して、一般質問の方の日程の説明をすることになろうかと思えます。２１日金曜日このたび調整の関係で休会といたしております。一般質問の聞き取りについては、この日の正午まででお願いしたいと思えます。また、代表質問される議員については、この２１日の正午までに代表質問趣旨書に記載して提出してください。ここは先ほど言いました申し合わせ事項外の趣旨書の締切りが、通常では午後４時のところをこのたびは正午にしております。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。そして、午後１時から、この日に代表質問の調整を行って、午後２時からめどとして午後５時ぐらいまでの間で代表質問のほうの聞き取りを行っていただけたらと思えます。２２日、２３日、２４日が連休になりまして、週が明けて２５日月曜日からが委員会の開催日となっております。２５日に火曜日は令和元年度に係る２委員会・分科会の同時開催を予定しております。２６日、２７日は同様に現年度、令和元年度に係る委員会と分科会で予定しております。２８日金曜日は委員会予備日。これも申し合わせにあるとおりですが、委員会予備日としております。２９日土曜日と３月１日の日曜日を挟みまして、２日の月曜日が代表質問を予定しております。現在５会派ありますが、この１日で予定をしております。それから３日の火曜日から６日の金曜日までの４日間で一般質問を組み入れております。７、８日の土日を挟みまして、９日の月曜日、この日が令和元年度分、現年度分の一般会計予算決算常任委員会の全体会としています。１０日の火曜日が本会議で、本会議終了後、令和２年度分、新年度分の一般会計予算決算常任委員会の全体会、そして委員会終了後、新年度、令和２年度分の理

科大関係の委員会と分科会を組み入れております。この9日、10日が、例年、昨年まででしたら同日でやっておったんですが、ここを2日に分けております。したがって、例年どおりでいくと、この10日の本会議の日に令和元年度分に対する委員長報告から採決まで、新年度、令和2年度分に対する議案に対しては、初日に上程がありますので、質疑から委員会付託までがこの日になろうかと思えます。それから、11日の水曜日から13日の金曜日までを新年度、令和2年度に係る2委員会と分科会を予定しています。14、15日の土日を挟み、16日も委員会及び分科会、新年度分で予定しております。17日の火曜日は委員会予備日、それから18日の水曜日を休会として、19日は新年度に係る一般会計予算決算常任委員会全体会を午後からで日程を入れております。備考の欄にありますとおり、小学校の卒業式で申し合わせ上は休会とするようになっておるんですが、日程調整の関係上ここにどうしても入れざるを得なくなっておりますので、この日程案で提示しております。したがって、午後から全体会ということで入れております。20日金曜日、21日、22日の祝、土日を挟みまして、23、24日、月曜日、火曜日が議事整理による休会。そして、25日水曜日を本会議最終日としております。日程案は以上です。

笹木慶之委員長 ちょっと確認をしますけどね、20日のところで、一般質問通告締切りの後、議運が入ってますね。ということですね。議運ですね。それから、もう一つは、ちょっとよく分からんのやけど、その横に備考欄で、「代表・一般質問通告締切（正午）」と書いてあるんだけど、その下に「代表趣旨書締切」と書いてある。ちょっとこの兼ね合いをもう1回ちょっと説明してください。

中村議会事務局議事係長 はい、すいません。駆け足で説明したので、もう一度説明します。20日の日の代表質問通告締切というのは、例年代表質問をされるかどうかを出していただくのがこの日の正午となっておりますので、こういう表記になっております。代表質問については、初日に

施政方針演説があつて、その内容を聞かれてから中身等を、代表質問をされる方が考慮されると思いますので、日にちを置いて次の日の午後４時までと申し合わせでなつておるとおり趣旨書を出していただくようになっております。ただ、日程調整の関係上、このたびは、これを正午にさせていただけたらということで今お示しをいたしました。以上です。

笹木慶之委員長 もう一度確認します。２０日の日の代表と書いてあるのは、いわゆる代表質問をする者の申出をまずするというので、そこまでと。そして、趣旨書については、翌日の正午までに提出ということでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ということで、これは議会のほうからも、議長のほうからもまたいろいろお願いも執行部にしてもらいましたが、結果的には非常にタイトな日程の中でせざるを得ないという、いろんな市以外の行事もあつてのことで、事務局としてもね、いろいろ調整していただいたことには感謝しますが、結果的には、非常にタイトな状況になったと。特に、代表質問のところは、非常に時間がないんですよ。ということで、去年もそういった申入れもしたわけですが、なかなかそうはいかないという面もあつて結果的にこうなったわけですが、何とかその辺りこなさんにゃいけんと思うんですけども、現状とすれば、このような日程になるということで、よろしゅうございますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、この日程については、このようにしたいと思います。次に、３点目の議員研修会についてを議題といたします。事務局のほうから説明をお願いします。

中村議会事務局議事係長 それでは付議事項の三つ目の議員研修会についてです。去年の議会運営委員会の最後の会だったかと思いますが、２月５日の日に開催をする。そして、城西大学の教授の伊関友伸先生をお呼びして、仮称のテーマを前回たしか自治体病院経営を考えるということで、そこまでは、大井民生福祉常任委員長にも出席していただいて説明していただいて、議会運営委員会の中で確認したところです。その後、事務局のほうでメールを数度やりとりしてきまして、決まったというか、確

認の取れた事項を少し御説明しようと思います。テーマが、先生のほうから御提示があったのが「地域に医療を残すために」というテーマでお願いできたということなのでメールを頂いております。あわせて、2月5日の午前中に入られて、病院のほうで國森病院局事務部長さんとお話をされたっていう御要望もありますので、その調整はさせていただいております。あとは、研修の中身については、説明の時間をできれば2時間ほど取っていただけたらと。その後に質疑の時間をということで、全体で2時間ではなく、説明のほうで2時間、十分に取らせていただけたらとはおっしゃっておいりました。それと、その後に質疑の時間を設けてということが御要望ではありました。細かい内容については、また、こちらのほうでまた話をしていけないといけないところもあろうかと思いますが、今先生のほうからの御要望は、以上となっております。

笹木慶之委員長　そうしますと、議員の研修会については午後ですね。

中村議会事務局議事係長　前回、時間までお話ししたか分かりませんが、一応1時半スタートぐらいでお示しを先生のほうにお願いして、了解は頂いております。

笹木慶之委員長　そうすると、今1時半スタートで2時間講演があれば、ちょっと休憩でもして質疑になるかどうか分かりませんが、後ろは、別に切っていないわけね。研修会の最後、どこまでというのはないわけですね。

中村議会事務局議事係長　はい、先生とのお話では、はい。その日のうちにちょっと次の日の講演会場に移動するのに間に合えば大丈夫ということ。お尻の時間は特に言われておりません。

笹木慶之委員長　この研修会については大体、現状のところここぐらいまでだろうと思います。これから、本当、先生がいつまでおられるのかということを含めて対応しておかんと、皆さん質問の途中でちゅうわけには

いかんので。それは時間をやっぱり切っておかんとね。

長谷川知司副委員長 テーマとしては地域に医療残すためになってますが、地元に公的病院を持ってるからということではなく、そういうことは一切関係なく、地域に医療を残すためということで考えていいんですね。

笹木慶之委員長 よう分からんのやけど。これ今、副委員長が聞かれるのは分かるんだけど、これ講師の先生の講演の仕方やからね。ただ、公的病院があるということは事実なわけで、その辺をどう絡ませるかとはちょっと分からんでしょうね。だから、ただ、事務部長と協議をした上で臨みたいということであれば、当然、本市の状況把握した上でということになろうと思いますから、合同ではないが相似関係ぐらいかな。という感じにと思いますがね。あとは講師の先生に委ねるしかないと思います

石田議会事務局次長 研修会の件です。今の伊関先生とは別件ですが、昨年末に、本市の議会アドバイザーである山梨学院大学の江藤俊昭先生から御連絡がありまして、この3月の27日に、山陽小野田市議会のほうに来ることができるがいかがでしょうかという御提案がございまして、できましたら、是非先生のほうにはこちらにお越しいただいて、内容についてはこれから先生と、また議運の正副委員長、正副議長と内容を調整しながら議運で諮って決めていくようになるろうとは思いますが、3月27日なので3月定例会終わった後ですが、27日金曜日、今、午後にこちらに来れそうだということとして、それで、そういう形で先生にお越しいただければというふうに考えておりますが、議運のほうでお話しただけたらと思います。

笹木慶之委員長 これ、昨年末押し迫って石田局次長から私のところへ、いわゆる待ったなしの電話があったわけです。江藤先生のお話を聞いて、もし、その気持ちがあるんなら予約を取っちゃかんとできんよという話があったわけです。まあどうなるかまだ分からんけれども、一応江藤先生

がそういう御意向を示されたならば、それは一応スケジュールに入れておいてほしいと私のほうから石田局次長へ申し上げました。その結果がこういうことだと思うんですけど、議会が本会議終わった後の研修会ということになりますが、講師がおられんにや研修会しようと思ってもできないわけで、せっかく講師の先生からそういうお言葉を頂いたので、一応、私が保留をお願いしておったということです。あとは皆さん方の意見を聞きながら決めていきたいと思いますが、今日、これ決めにゃいけないのかね。まだ、もう少しいいんかな。

石田議会事務局次長　もう少しというところとちょっと私も何とも言えないところなんですが、先生としてはこちらに来てという意向もありますので、決定していただくのは議運になりますので、また近いうちに結論を出していただければと思います。

笹木慶之委員長　今日の今日でいきなりちゅうわけにいかんので、やっぱり講演いただけるのならば、やはりテーマも絞っていかなくてはならんし。また皆さん方と協議をしながら最終的に決定したいと思いますが、一応研修会を開くということを前提で考えていいんでしょうか。

高松秀樹委員　いいですよ。アドバイザーですよ、うちのね。時間があるということで、基本的にやるということでいいんですが、せっかく有意義な時間を過ごすためには内容をしっかりしとかなないと向こうにも失礼なんで、こちら側で内容を練って向こうにということになりますけれども、予定がそういう予定なんで、やるという方向で僕はいいと思います。

笹木慶之委員長　皆さんいかがでしょう。（「いいと思います」と発言する者あり）それでは、一応3月27日金曜日の午後に研修会を行うということです。さっき申し上げたように、どのような内容についてしていただくかを、我々のほうで方向性を示しながら決めていきたいと思いますが、取りあえず江藤先生には是非お願いしたいということで押さえていただ

きたいと思います。できるだけ早い時期にそのテーマを絞りたいと思います。よろしくお願いします。はい、一応3番まで終わりました。ちょっとここで休憩取りましょう。その他は、あと全部含めてのその他になりますからね。ちょっと、10分間休憩しましょう。

午後2時 休憩

午後2時11分 再開

笹木慶之委員長 それでは休憩を解いて、委員会を再開いたします。執行部に出席していただきました。付議事件1件目の、議会の議決による専決処分についてという、市長からの議長宛ての依頼があったわけですが、この背景について、一応、理由は書いてありますが、もう1回それらの背景について説明していただきたいと思います。

田尾総務課長 総務課の田尾です。よろしくお願いします。このたびは議会の議決による専決処分についてということで、議会の議決を得た契約の金額1件につき1,500万円以下の範囲内で変更することということを追加していただきたい旨の申入れをさせていただきました。その理由といたしましては、今現在、議会の議決に付さなければならない予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負、こちらのほうを議会の議決になっておりますが、この1,500万円というのは契約の10%ということで、私たちがあくまで軽易なと判断をした金額です。10%以下の金額ということです。これは、例えば、10億円の工事をやっても、1,500万円以下ということで、10億円の10%ではないということです。あくまで軽易な変更ということです。この追加の理由ですが、けれども、僅かな変更であっても、例えば1,000円の変更であっても議会の議決が実は必要になってまいります。1,000円とかというのは極端な例なんですけども、こういった変更は従来、担当者と請負業者との間の話によって調整されておったと私どもも聞いております。こ

のたび、庁舎の耐震事業を行うに当たって、これは約10億円の事業なんですけども、50年以上たっているこの庁舎の中、いろいろと工事をしていくに当たって不測の事態が出てくるであろうと。どこに何が、どこの配線が入っているというのもよく分からない状態の中でやっていくに当たっては、軽易な変更が出るであろうと予測しております。軽易な変更を、議会の議決を待って議決していただいてから工事するのは、とても令和3年度末までに工事が完了するという見込みができないと判断しておりますので、あくまで軽易な変更に限ってはこれを専決処分の委任、180条のほうの専決処分でお認めいただけたらと思っております。ちなみに他市に鑑みましても、このような軽易な変更の180条による専決処分の変更が定められておる市もありますが、本市は、今までこのような変更がなかったということで、このような変更は恐らく建設部に際しましても悲願の改正ではないかなと思っております。何とぞ御理解を賜りたいというふうに思っております。

笹木慶之委員長　今、執行部のほうから説明がありましたが、まずこのことに対して質疑のある方はお願いしたいと思います。

河野朋子委員　結局、1,500万円以下の範囲で変更するということを追加することの理由は、今回の本庁舎に限り、ゴールっていうか期限内にもうできないということが見込まれるからっていう、ただその理由は、ただその一つでいいですかね。

田尾総務課長　大きな目的は、今後の建設の事業全て、1億5,000万円以上の事業なんですけども、軽易な変更は今まで担当者と業者さんの調整ではなくて、きちっとした契約の変更をして、それを専決処分でやらせていただきたいということです。これが大きな目的で、このたび、この耐震庁舎の事業において、恐らく軽易な変更が出てくだろうと予想されますので、これはあくまで国の起債と申しますか、その期限が令和3年3月末までに工事を完成することということですので、あくまでこの

完成を目標にしなくてはなりませんので、そういったことが契機として、このたび、ではここでお願いしてみようという判断になったものです。

笹木慶之委員長 今回の改正は、庁舎の耐震工事を契機として行うけれども、今後、同じような事案が起こった場合には、いわゆる金額の定めに従ってこれを専決処分するということですね。だからもちろん、議会とすれば、一度決めれば、何もしなければ当然ずっと未来永劫に動くわけですから、当然それはそのようになろうと思いますけれども、執行部とすれば、それを踏まえての今回の御依頼ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに御意見ございませんか。

奥良秀委員 今、河野委員のほうからもありましたが、もう一度確認なんですけど、1億5,000万円以上の物件で、1,500万円の追加でと。これ理由には、今回の本庁舎の耐震補強事業でこういうふうなことがあるから、要は追加させてほしいということは理解できるんですよ。実際問題、いろいろと工事に入ってみて中を見て、やらないと分からないところがあるというのは分かるんですが、あくまでこれはここだけの物件であって、ほかの要は工事に関しては、もっときちんとした図面であったりとか、調査をして、きちんとしたデータがあれば、こういうふうな1,500万円以下の範囲内で変更することっていうのはないと思う。ないというか、なかなか出にくいと思うんですよ。だから、私としてはこのたびはこれで理解はできますが、ほかのものはそのほかが出たときに、またこういった協議を持たれて、やったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そういう考えはないでしょうか。

田尾総務課長 あくまで、これは市長のほうからの提案権はございませんので、議会のほうにお願いをして、議会で議決をしていただくよう、議会提案で議決をしていただくようなことになります。その中で、この工事だけという限定っていうのが許されるのであれば、それでも私どもは構いませんけれども、私どもが考えておる大きな目的は、あくまで軽易な変更

が出たときに、工事がそれで止まらないようにするのが目的ですので、この庁舎耐震の事業がきっかけにはなっておりますが、将来に向かって今どんな工事があるか分かりませんが、大きな工事があったときに、僅かな軽易な変更で工事が止まらないようにしていただきたいという願いを込めて、専決処分を認めていただきたいというお願いです。

奥良秀委員 いや、工事が止まらないためにこのお金を出すっていうのは分かるんですけど、実際問題も入札も終わって、もう工事期間に入ってますよね。そういった中で、たしか12月ぐらいにもう工事発注されて、図面というか、きちんとした設計図書もできてなかったですよ、まだ。確認申請も多分できてなかったと思うんですよ。これちょっと総務の中での話になるんでここで言ってもいいかどうか分かりませんが、そういったことをきちんとされてから、実際問題はこういうふうなお金は、もうちょっと難しいから出してほしいんですけどっていうのは分かるんですけど、まだ先のものも全部やりますよっていうことであれば、ちょっと、難しいのかな。やっぱり1件1件でないと、何のために一生懸命設計のいろいろな見積りを取られたりとかする意味がだんだんなくなっていくような気がするんですよ。きちんと数字を調べて入札を、ここはたしか1円単位とかでやられてると思うんですけど、別にそれしなくてもいいんじゃないですかと。お金がなかった、軽微、1,500万円が軽微かどうか私も分かりませんが、うん。もうちょっときちんとやってほしいなっていうところがありますね。

笹木慶之委員長 そのような意見もございますが、ほかの委員の方、御意見ございませんでしょうか。

長谷川知司副委員長 ちょっとすいません、声が出ないんで。建物を建てるときは、普通、新築であればないものから造っていきますから、ほとんど、設計変更というのは、設計がきちんとしとれないと思います。ただ、今まで私が経験した中であるのは、基礎部分です。炭鉱の穴があったと

か、グラウトをしないと建物を建てることができないとか。そういったときに、議会の同意を得ないと作業ができないのであれば、それは工期的にはちょっとまずい場合があるんです。大変、それで、事業がストップした場合があります。ほかの例で言えば、今回のような改修ということで、建物を1回剥がしてみないと中がよく分からないという例。その二つですね。基礎と改修です。それについては、今回は適用はすると思うんですけど、この説明の理由の中にある同種事業という解釈、これがちょっと私は怖いっていうか、説明していただきたいなと思います。

笹木慶之委員長　これがね、実は提案の理由の中に、またから入っているわけよね。また今後の同種事業においても、円滑、迅速に事業を運営していく必要があるためとなっている。ここに、実は来るわけ。1回、議会で条例を作れば、この条例は今言う、限定付き条例ではできないから、取りあえず未来永劫に向かったの条例になる。ただし、やめようとすればやめられんこともない。これが終わったら、その条例を廃止すればいいということになるわけだけれども、余り今前提論として論ずるにはいいことではないわけやね。あなた方からすれば。いわゆる条例を定めるということにおいても、やっぱりそういうふうに思うわけですが、ただ、そうすると懸念材料が残ってくるわけです。それで、ちょっと執行部のほうにお願いしたいんですが、先ほど私が口頭で、私が調べた範囲の中で他市の状況を申し上げました。ちょっと時間が掛かるかもしれませんが、よろしければ他市の状況一覧表まとめさせておりますので、出していただきたいなと思うんですが、皆さんよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

石田議会事務局次長　準備して、お配りします。

笹木慶之委員長　はい、じゃあお願いします。ちょっとほかの質問をしていたきたいと思いますが。

(資料配布)

伊場勇委員 この本庁舎の耐震については古い建物だからという御説明がありましたけれども、今後古い建物だったりとか、そういったことが今、想定される事項が今あるんでしょうか、本庁舎以外に。

田尾総務課長 存じてはおりません。

長谷川知司副委員長 先ほども言いましたけど、山陽小野田市内で建物を建てる場合、全てに古洞があるという危険性は多いんですね。だから今後、あらゆる場合でこれは適用が生じてくる場合があります。だから、ないとは言えないと思います。

笹木慶之委員長 そうですね、小野田地区にしても厚狭地区にしてもですね、埴生地区も津布田地区もあるわけで、だから、いわゆる地盤的なものについては、そういうケースが起こり得るということは想定できるわけですが、ただ、一面的、ほかのほうから見れば、何でもかんでもこれが動いてくれたんじゃ、やっぱり議会としての対応力との関係が出てくる。ということで、輕易なというその判断、そこなんですよね。だから、今回のこの案件についてはある程度理解はしますが、それが、違うところに、そういったところに波及してくることのやはり怖さというものはどうしてもこれは拭えないということです。だから執行部として、やはりもう少ししっかりした理由づけをしていただきたいと思います。今、副委員長のほうから話がありましたが、これは実際自分が経験した上でのことを踏まえての話があったんで、やはりその辺りもしっかり執行部のほうで協議をお願いしたいと思います。先ほど田尾課長から説明がありましたが、地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項というところがあって、これは調べたので間違いのないと思います。ほとんどの市があると言われたけど、そういうわけでもないわけで、ないところも随分あります。それはやっぱり認識を新たにしてい

ただきたいと思います。それから、今回の案件は、先ほどあったように下関市が同様の措置を取っておるということで、他市については、それ以下の金額設定がされておると。これも事実なわけで、どうだこうだというんじゃないしに、事実確認をしたいということです。そういった中で御意見があったらお願いします。

伊場勇委員 他市の状況では下関市が一番大きな額の1,500万円なんですけれども、この1億5,000万円以上の議会の議決が要る契約の中で1,500万円という金額は変更が効くよといったところで、よくない考え方をすれば、1,500万円までは余分があるから、ちょっとここは後々といったような考え方もできるかと思うんですよ。それにはやっぱりチェック体制っていうのがすごく大事になるんじゃないのかなと思うんですけども、その点どういうふうなお考えでしょうか。

田尾総務課長 お願いする以上いいかげんな工事を前提としたものではありませんので、あくまで不測の事態が生じて、その変更が軽易である場合に専決処分をお願いしたいということです。もちろん、しっかりと工事はやっていただくようにしたいと思っています。

伊場勇委員 なので、1,500万円という上限を決めるに当たって、新たにチェック体制の強化でまた新しいそのチェックする部門を作るとか、だからそういったところはまだ考えていないと。今の現状のスキームでやって、1,500万円までは変更は認めてほしいというところですね。

田尾総務課長 はい、おっしゃるとおり、そのとおりです。

河野朋子委員 課長の説明の中で、建築としても悲願のこういった、っていうのを言われたんですけど、悲願のっていうその辺り。具体的にどういったことがこれまで、これを条例に入れ込むまでに、何かそういったことが事例としてあったのかどうか。その辺りを。

田尾総務課長 私のほうは、ちょっと事例としては存じ上げていないんですが、例えば先ほど例を出したように、1,000円の変更でも本来は議決が必要であるというような、言うならば融通の利かないものであったということで、現場で1,000円を調整しておったと私は聞いてます。それが余りにもおかしいことなので、きちっとしましょうよということで、どこ、どれを軽易とするかは別として、このような専決処分をしたほうが望ましいのではないかとということをお願いするものです。

高松秀樹委員 現場で調整しておったと。非常に問題なんよね。1,000円の話をしてしまったけど、例えば100万円、200万円、500万円を現場で調整しておったって読み取れるんです。結局、業者にしわ寄せが全部行っている。理由は、議決が必要になると工期が延びるんです、困るんですというようなことが裏にあるような気がして、それが直接理由と言われれば、これは役所の姿勢の問題であって今回の議決事項とはちょっと違うんじゃないかなっていう意見です。質問は、1件1,500万円以下ってありますね。1件ってどういう意味ですか。

田尾総務課長 議決を得た契約1件につき1,500万円以下ということです。

高松秀樹委員 つまり、何件あっても1,500万円がマックスだということですね。次に、議会の議決を得た契約の金額ってありますけど、これは、何の契約を想定しているんですか。

田尾総務課長 予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負です。

高松秀樹委員 つまり、工事のみではなくて製造の請負についても該当させたいということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）次に、この1,500万円という具体的な数字を出してこられた理由又は根拠は、一体何ですか。

田尾総務課長 これは私どものほうの中での案ではありますが、やはり１割以下として設定させていただいたものです。

高松秀樹委員 １割以下っていうのは、議決を必要とする契約１億５，０００万円の１割以下。つまり、何で１割なのか、何で５％じゃないのか、７％じゃないんかっていう話です。

田尾総務課長 軽易という部分を、どのパーセンテージで、もしくはどの金額で考えたときに、１億５，０００万円以上のものが議決になると。これが１０億円であっても１００億円であっても１，５００万円なんで、この一番議決に諮らなければならない１億５，０００万円の軽易は、１割ぐらいじゃないかなという判断です。特に何か根拠があってっていうわけではありません。一番参考になったのは、やっぱり下関市の例を見てということだと思っています。

高松秀樹委員 軽易な金額が幾らかっていうのは、これ議会側で決めることなんで、今幾そっちにとって幾らが軽易かって話やないんですが、それは議会の中で決めていくようになると思います。執行部というか、議会事務局に聞きたいんですが、この専決処分は定例会中でも専決処分ができると思うんですが、そういう形になりますか。

石田議会事務局次長 市長に専決処分の権限を与えますので、これは閉会中開会中問わず専決処分を行うことができますことになります。

高松秀樹委員 確認ですけど、これを市長専決処分事項と認めるならば、定例会中についても、これは契約変更の議案ではなくて、定例会中にも専決処分できると。そういうふうにしたら、その定例会中で、これは議決事項でありませんと報告はされると。こういったことで、これが恐らく委任による専決処分だということ間違いのないということですね。

田尾総務課長　今既に二つ委任をしていただいております損害賠償の額1件100万円以下、それと市営住宅の管理上必要な訴えの提起。これと同じように、議会中であっても専決処分できるというものになります。

笹木慶之委員長　それはそのとおりでしょうね。この180条の解釈からいけば。問題は、先ほど高松委員からも言われたけれども、なぜ10分の1か、ここなんですよね。したがって、あえて私が他市の状況を出したわけですが、他市が750万円、それから300万円が多いわけで、こういう経過も当然執行部も踏まえての1,500万円ということだろうと思うんですけどね。先ほど大きな金額を例に出されるから、あたかも小さいがごとく見えるけれども、1億5,000万円とすれば1,500万円ってそんなに小さく、軽微ではない。だから、これはものの考え方であってやね、このたびは約10億円ということになれば、そんなに大きくはないかなと思うんですけどね、ですが、他市の状況を見たときには、もっと低額になっておるということも執行部は認めておられますよね。そういう状況ですが、ほかに執行部に聞くことはございませんか。

高松秀樹委員　先ほど誰か委員が言われたんですけど、もちろん責任持って、こういうのができたらやられると思うんですけど、僕たちの感じるのは、危険な落とし穴っていうのは、これによって契約の精度が落ちてくるんじゃないのかというのが非常に心配なんです。これは報告で済ませますよね。そうすると、精度が落ちてるかどうかなかなか僕らも分からない状況なんです。だから、それはそちら執行機関内部の話になるんですけど、そういうことがあってはこれは本末転倒の話になるような気がして、そういう議論が執行部サイド、総務のサイドであったのか、なかったのかを教えてください。

田尾総務課長　あくまで総務課の中で、建設部にもお話をしたのはしたんですけど。

高松秀樹委員 藤田市政になってどのぐらい2年8か月ぐらいの間に、何回かこういった議決が必要な契約変更があったような気がするんです。うそやったらすいません。ということは今説明があったように、この本庁舎改修工事は古いからうんぬんだってという話じゃないところに原因があって契約変更の議決を必要としたと。それによって、工期がなかなかタイトになっていったってという事例があったんじゃないのかなと思うんです。もし、そうであれば、もういいですけど、その内部の話をきちんとされないと、今後も何か起き得るんじゃないのかなっていう気がしますが。

田尾総務課長 今まであったものは全て179条の緊急で、議会の議決を開催する、議決を得るいとまがないものになっております。全てです。あくまで軽易なものっていうのはやっておりませんので。（発言する者あり）契約の変更の議決はございます。議会に直接掛けたものもありましたし、専決処分したものもございました。

笹木慶之委員長 それでね、私のほうからあえてそこを聞くんですが、地方自治法第179条の第3号かな、いとまがないときというやつね。専決処分の。法文がないからあれやけど、たしか第3号だと思うんですが、これを今、説明されましたよね。今のこの庁舎改築の問題で、この法文の適用、運用はできないんですか。

田尾総務課長 できる変更も出てくる可能性がございます。緊急な場合というのが出てくる可能性はございます。あくまでも、今回お願いするのは軽易なものですので、緊急ではないけども軽易なちょっとした変更が出たといったことを議会の議決を待って工事をするというのを何とかして改善したいということでございますので、今言われたような第3号とはちょっと違います。

笹木慶之委員長 では、更にお尋ねしますが、第179条第3号も行使しながら、この第180条の1、500万円も行使するということですか。

田尾総務課長　今申しましたように、緊急な場合と軽易なものというのは違います。ただ、緊急な場合で軽易なものっていうのはあるかもしれませんので、そういったパターンはあると思います。

笹木慶之委員長　いや、そうしますとね、仮に1,500万円でこれを議会が条例を作って定めたとします。それはそれとして動かしながら、第179条の第3号も執行部はいとまがないということで行使するということなんですか。案件というのはね、確かに軽易ということが付いてるけど、どちらかというをやっぱりいとまがないっていうことのほうがウェートが大きいと思うんですよ。手続を取らずにやらずにやらないということがね。それが、遅延防止じゃないですか。その考え方を整理されんと、なかなかこれ難しい問題だと思いますよ、その部分が。だから、それをきちっと整理してやっぱり対応されなければ、都合のいいように運用されたんじゃないかちょっといかなもんかなというのが心配材料として残るんですが、いかがでしょうか。

田尾総務課長　申し訳ありません。私の中では179条と180条は明らかに違うものという認識でおりますので、緊急事態が生じればやはり179条で、ちょっとした軽易なものであってそれが工事が止まるものであれば180条というふうな認識でおって、現状180条がないためにそれで工事が止まるので、そこを改善したいということでございます。あくまで、いいかげんな運用というのは考えておりません。

笹木慶之委員長　ここで法律解釈の議論しようとは思いませんが、それはそのとおりだと思います。179条があって180条が別立てであるわけですから、趣旨目的は皆違ってるわけよね。しかし、工事を行う側からしてみれば、両方持てるわけ。場合によれば。これ考え方の相違ということになる可能性もないではないわけです。だから、やっぱりさっき高松委員が言われたように、やはり入札制度の精度が低下したんじゃないかな

い。執行部のね。やはりそこをきちっと守っていくことを前提でないと、やっぱりそういった法律の運用は好ましくないと思います。だから、今日ここで、我々、結論が今出るという訳にいかんと思いますので、もう一度執行部のほうもそこはやっぱりよく整理をされて、確かに、解釈上よく分かりますよ。だけど、やりだしたら、車が止まったのは燃料がないからか、自動車の部品が欠損したのかって分からないんじゃないですか。ということで、緊急性を要するのか軽易な処理で済むのかというのは分からんわけで、やっぱそこのところ辺りやっぱりよく整理しておかないと戸惑いが起こるんじゃないのかなという気がします。

長谷川知司副委員長 はい、意見であれば私もですね、実際工事が止まるっていうことがやっぱり一番いけんことだと思うんです。そのためには、ある程度こういう形の軽微な変更で動くということは仕方ないかなと思っておりますが、ただ金額が1割ということがちょっと引っかかる場所があります。山口市で見れば5%、この5%が1億5,000万円の5%であって、実際10億の工事でいえば0.5%ですね。だけど、5%なら、これは認めざるを得ないかなという個人的な気持ちはしております。

河野朋子委員 私もちっと金額のところでもう1回確かめたかったんですけど、やはりこの1割というのを下関市を参考にして言われたんですけど、それ以前に、ほかのところの金額などもあったので、幾らにするかっていう議論っていうか、そういった協議は実際あったのかどうか。

田尾総務課長 総務の中では、やっぱり幾らにしようかということで、工事費の10%という案もあったんですけども、工事費の10%になりますと、例えば10億円なら1億円になってしまいますので、それは軽易じゃないでしょというようなことになって、じゃあ何が軽易なのかということで、議会の議決が必要な1億5,000万円の1割にしようということになった次第です。恐らく、ほかの自治体もそのような根拠なのかなと思ってます。県内だけ見ると下関ですけど、ほかの市、結構1,500

万円というのがございまして、県外ですよ。推察なんですけど、恐らくそういった事情なんだろうなというふうに思ってます。

笹木慶之委員長 そのような説明ですが、今日はそれ以上はもうあれですね。
はい、ありがとうございます。一応説明はよく、受けましたので。

(執行部退室)

笹木慶之委員長 それでは今、執行部のほうから説明があったとおりで、これについては、今この場で結論出すというわけにはいかないと思いますが、よろしゅうございますかね。(「はい」と呼ぶ者あり)一応、会派に持ち帰って、いろいろやっぱり意見も聞きながら、会派の中でまずまとめていただいて、また改めて議運の中で審議をしたいと思いますがよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)じゃあ、本件はそうのようにしたいと思います。最後になりますが、その他、何かございませんか。

小野泰議長 実は、杉本議員が12月31日まで休養するというお話がございました。1月6日に診断書を持ってこられまして、1月31日まで自宅療養ということで。内容は不安状態であるということで診断書を出されましたんで、そのようにしたいと思います。連絡でございます。

笹木慶之委員長 そのような連絡がございましたので、対応をよろしく願いたい。事務局はありませんね。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかの委員さん方、ございませんかね。いいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)それではお疲れでした。以上で、第9回議会運営委員会を終了いたします。お疲れでした。

午後2時38分 散会

令和2年(2020年)1月8日

議会運営委員長 笹 木 慶 之